

厚生労働大臣の定める揭示事項

関東信越厚生局長への届出事項

基本診療料の施設基準

- ・ 時間外対応加算 2
- ・ 情報通信機器を用いた診療に係る基準

特掲診療料の施設基準

- ・ 遠隔モニタリング加算(在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料)
- ・ CT 撮影及び MRI 撮影

指定医療機関に関する事項

- ・ 難病医療指定医療機関
- ・ 指定自立支援医療機関(精神通院医療)
- ・ 生活保護指定療機関
- ・ 労災保険指定医療機関
- ・ 原子爆弾被爆者一般疾病医療機関

夜間・早朝等加算に関する事項

下記時間帯に来院した患者さまに対して 50 点の保険点数の加算を行っております

(加算費用…1 割負担 50 円、2 割負担 100 円、3 割負担 150 円)

【平日:午後 18 時以降 土曜:午後 12 時以降】

明細書の発行状況に関する事項

医療の透明化や患者様への情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。明細書の発行を希望されない方は窓口にてその旨お申し出下さい。

発行の希望がなくとも再診料を算定するすべての患者様に「明細書発行体制等加算(1点)」は算定されますのでご了承ください。これは当クリニックの明細書発行をする体制に関する加算です。

時間外対応加算 3 に関する事項

再診患者さんに限り、平日、土曜、朝 8 時 30 分から 22 時頃まで、電話での問い合わせに対応いたします(休日、深夜又は早朝は留守番電話等で対応しても差し支えないとされています)。

ご連絡の際は 03-3712-1188 をお願いいたします。

時間帯によっては携帯電話番号をご案内し院長が対応いたしますが、留守番電話の応答となった場合はメッセージを残してください。状況によりお時間をいただくことがあります。確認次第折り返し連絡いたします。

時間外とありますが、これは当クリニックの時間外の体制に関する加算であり再診料を算定するすべての患者さんが対象となり、受診時に算定するものです。

医療 DX 推進体制整備加算に関する事項

- ・ オンライン請求を行っております。
- ・ オンライン資格確認等システムにより取得した医療情報を閲覧又は活用して診療をできる体制を有しています。
- ・ マイナ保険証利用を促進するなど、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- ・ 電子処方箋の発行や電子カルテ共有サービスなどの取組を実施してまいります。(※今後導入予定です)

医療情報取得加算に関する事項

オンライン資格確認システムを通じて患者の薬剤情報又は特定健診情報等を取得し、当該情報を活用して診療等を実施できる体制（健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認）を有しております。

- ・ 初診料算定時にマイナ保険証を使用 … 2点
- ・ 初診料算定時にマイナ保険証を使用せず … 4点

生活習慣病管理料（Ⅱ）に関する事項

患者様の状態に応じ担当医の判断により「28日以上長期投与を行うこと」又は「リフィル処方を交付すること」いずれの対応も可能です。

一般処方名に関する事項

現在、一部の医薬品の供給が不安定な状況が続いています。そのため、当院ではジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

当クリニックでは後発医薬品のある医薬品について特定の商品名ではなく、医薬品の有効成分をもとにした「一般名処方」を行う場合があります。「一般名処方」により医薬品の供給不足が生じた場合であっても、必要な医薬品が提供しやすくなります^{※1}。一般名での処方についてご不明な点などがありましたらご相談ください。

^{※1}「一般名処方」とは、お薬の有効成分をそのままお薬名として処方することです。これにより、供給が不安定な医薬品であっても、有効成分が同じである複数の医薬品から選択することができ、患者様に必要な医薬品を提供しやすくなります。

保険外負担に関する事項

当クリニックでは文書料等、郵送料などの治療（看護）とは直接関連のないサービスにつきまして実費の負担をお願いしています。詳細は別紙料金表をご参照ください。